

本庄産あまりんPR推進事業業務委託 公募型プロポーザル方式実施要項

第1 趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、本庄市（以下「本市」という。）が発注する、本庄産あまりんPR推進事業業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、公募型プロポーザル方式の実施にあたり必要となる事項を定めるものとする。

なお、本要項において公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要や参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想や課題解決方法、取組体制等に関する企画提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した優先交渉権者（以下「受注候補者」という。）を決定する方式をいう。

第2 業務の目的

本市は、県内有数の農産物の生産地であり、首都圏への農産物の一大供給基地である。

また、作付面積において本市が県内1位の実績を誇る埼玉県オリジナル品種のいちご「あまりん」は、無加温土耕栽培の実施や有機肥料の使用、減農薬栽培など土づくりにも長年こだわって生産されており、甘みと香りに高い評価を得ている。テレビ番組等のメディアで広く取り上げられているほか、令和7年2月には、日本野菜ソムリエ協会が主催する「第3回全国いちご選手権」において、本庄産あまりんが最高金賞を受賞するなど、全国的な注目度や需要が高まっているところである。

このことを踏まえて、以下のことを目的として本業務を実施する。

- ① 物販イベントやスタンプラリー等のイベントを通じて、市内外問わず多くの人に本庄産あまりんの魅力（美味しさ）を体感してもらう。
- ② 本庄産あまりんの魅力を市外、県外に向けて広く発信し、主力産地としての本市の認知度を高める。
- ③ 農業分野と商業分野の連携により、本市全体の活性化を図り、賑わい創出につなげる。

第3 業務の概要

1 業務名称

本庄産あまりんPR推進事業業務委託

2 業務場所

発注者の指定する場所

3 業務内容

「本庄産あまりんPR推進事業業務委託 業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

5 提案上限額

予算額5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

本業務に係る委託料の上限額は上記のとおりであり、この金額は契約締結時の予定価格を示すも

のでないことに留意すること。

なお、提案する見積額は、この上限を超えてはならないものとする。

第4 業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順

1 業務の全体スケジュール

業務仕様書において定める。

2 提案書特定までの事務手順

(1) 本庄産あまりんPR推進事業業務委託プロポーザル選定委員会の設置

受注候補者の決定にあたっては、本庄市プロポーザル方式実施要領（平成21年本庄市告示第23号の2。以下「要領」という。）第8条に基づき、本庄産あまりんPR推進事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案書を特定するための評価基準を定め、企画提案書、本業務に対する提案者の意欲や理解力等をより理解するためのプレゼンテーション審査等を行う。プレゼンテーション審査では、各委員が提案内容を採点して提案者を順位付けし、第1位を獲得した数の最も多い者を受注候補者に決定するものとする。

なお、選定委員会の事務局は経済環境部農政課に置く。

(2) 選定スケジュール

募集要項において定める。

(3) 手続開始の公告

市長は、本業務の公募型プロポーザル方式の参加者の募集にあたっては、募集要項その他必要と認める事項を公告するものとする。

また、当該公告は本市ホームページ及び経済環境部農政課（市庁舎4階）での閲覧によるものとする。

(4) 契約手続

受注候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。

第5 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務においては、イベント、スタンプラリー及び冊子制作を一連の業務として総合的に実施する必要があるため、受注者には高い企画力や創造性、業務遂行能力が求められることから、価格のみで受注者を決定するのではなく、事業者からの業務実施計画の提案を受け、その内容の良否や業務目的達成の可能性、費用対効果等を総合的な見地で検討し、受注者を決定することが望ましい。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」、また、要領第3条第3号に規定する「コンサルティング業務」に該当するものとしてプロポーザル方式を採用するものである。

なお、プロポーザル方式の種別（指名型又は公募型）については、本業務の実施においては事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められることから、本庄市入札参加資格者名簿登載者に限らず、要領第2条第2号「公

募型」を採用する。

第6 プロポーザル方式の種別（指名型又は公募型の別）

公募型プロポーザル方式

第7 応募条件、応募方法、募集期間

募集要項において定める。

第8 提案要請者選定基準

募集要項において定める。

第9 提案書を特定するための評価基準

募集要項において定める。

第10 提案書等の公開又は非公開の別

提案書等の提出書類は、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

第11 提案書作成要領

提案内容、提案書の様式、提出方法、提出部数、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等についての詳細は、募集要項において定める。

第12 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。

第13 募集要項

募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名称、業務場所、業務内容、履行期間
2	提案上限額	委託料の提案における上限額
3	応募条件	業種、実績等
4	応募方法等	応募方法、募集期間、受付場所、参加の辞退
5	質問書の受付及び回答	質問の提出方法、受付期間及び回答の取扱い
6	企画提案書類の提出	提出方法、提出書類、記載内容、提出書類等の取扱い
7	プロポーザル方式の実施概要	選定委員会、評価基準、失格基準、提案時期、審査の流れ
8	スケジュール	全体スケジュール

9	担当部署	担当部署の情報
10	様式	本プロポーザル手続に使用する様式

第14 その他

本要項に定めるほか、本プロポーザル方式の実施に関して必要な事項がある場合には、選定委員会において定めるものとする。